

申 告 書

2008年8月1日

公正取引委員会経済取引局取引部景品表示監視室 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

理事・事務局長 長野浩三(弁護士)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当法人では、携帯電話の料金プランの内容、広告等について、消費者の権利擁護の観点から検討しています。このたび下記行為者の料金プラン、広告について検討し、下記のとおり同人の行為には景品表示法違反事実があると思料しますので申告します。

第1 違反被疑行為者

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

代表者代表取締役 山田隆持

第2 申告の趣旨

行為者の下記行為は景品表示法4条1項2号に違反すると思われる所以、同社の行為に対し適切な排除措置を求める。

第3 違反被疑行為者の概要

資本金 9,496億7,950万円 (2008年3月31日現在)

営業開始日 1992年7月1日

従業員数 5,843 名（2008 年 3 月 31 日現在）

主な事業内容 携帯電話事業、PHS 事業を主な事業とし、その主要な営業種目は次のとおり。

主要な営業種目（2008 年 3 月 31 日現在）携帯電話事業（携帯電話（FOMA）サービス、携帯電話（mova）サービス、パケット通信サービス、国際電話サービス、衛星電話サービス、各サービスの端末機器販売 など）、その他事業（クレジットビジネス、無線 LAN サービス、IP 電話サービス など）

第4 違反被疑行為の具体的状況

行為者は、そのウェブサイト及びパンフレット等において、携帯電話購入時のコースである「ベーシックコース」について、「ケータイ購入代金をドコモがサポート」「携帯電話機購入代金が 15,750 円割引」と表示している。しかし、このコースの料金体系は、別のコース（バリューコース）の料金体系に比べて 2 年間の基本料が月額 840 円ずつ高いこと、途中解約した場合は残月数 × 630 円の違約金がかかることから、2 年間をトータルにみると、実質的に「サポート」「割引」とはなっていない。結局、2 年間の契約期間の基本使用料ないし 2 年以内に解約した際の違約金で回収する分を先に渡すだけなので上記「サポート」「割引」という表現は景品表示法 4 条 1 項 2 号の有利誤認表示である。

第5 資料

行為者発行のパンフレット、カタログ